

(仮称) 能登里山風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 4 年 7 月

合同会社かざぐるま

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第 2 章	環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和4年4月4日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和4年4月4日（月）付けの下記の新聞紙面に「公告」を掲載した。

- ・北國新聞
- ・北陸中日新聞

② 広報による公告（別紙2参照）

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報あなみず（令和4年4月号 Vol.749）

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・当社のホームページ

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 7 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 石川県庁行政情報サービスセンター
- ・ 石川県奥能登総合事務所
- ・ 穴水町役場本庁舎
- ・ 輪島市役所本庁舎
- ・ 輪島市立図書館
- ・ 輪島市門前総合支所
- ・ 七尾市役所情報公開コーナー
- ・ 七尾市中島地区コミュニティセンター
- ・ 七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館
- ・ 志賀町役所本庁舎
- ・ 志賀町富来支所

② インターネットの利用による縦覧（別紙 3 参照）

- ・ 当社のウェブサイト

<http://www.kazaguruma-satoyama.rn-j.com/>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和 4 年 4 月 5 日（火）から令和 4 年 5 月 12 日（木）まで

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 18 名であった。

（内訳） 石川県庁行政情報サービスセンター	2 名
石川県奥能登総合事務所	0 名
穴水町役場本庁舎	9 名
輪島市役所本庁舎	0 名
輪島市立図書館	0 名
輪島市門前総合支所	0 名
七尾市役所情報公開コーナー	0 名
七尾市中島地区コミュニティセンター	0 名
七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館	2 名
志賀町役所本庁舎	1 名
志賀町富来支所	4 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和4年4月16日（土）10時00分から
- ・ 開催場所：本郷公民館（石川県輪島市門前町二又川4の4番地1）
- ・ 来場者数：6名

- ・ 開催日時：令和4年4月16日（土）15時00分から
- ・ 開催場所：さわやか交流館プルート（石川県鳳珠郡穴水町字大町ト3番地3）
- ・ 来場者数：7名

- ・ 開催日時：令和4年4月17日（日）10時00分から
- ・ 開催場所：富来活性化センター（石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10番地）
- ・ 来場者数：10名

- ・ 開催日時：令和4年4月17日（日）15時00分から
- ・ 開催場所：七尾市中島地区コミュニティセンター（石川県七尾市中島町中島甲部170番地）
- ・ 来場者数：16名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙4、別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和4年4月5日(火)から令和4年5月26日(木)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

合計20名の方から27通の意見書が提出され、意見の総数は37件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は37件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	景観を損なうのは明白であるが世界農業遺産の認定取り消しにならないのか不安である。抵触しないことの根拠は何か。	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。

(意見書2)

No.	意見の概要	事業者の見解
2	意見書の提出後のフィードバックの有無、及び回答の方法やスケジュールを示してほしい。	いただいた意見書につきましては、準備書において事業者見解とともに掲載いたします。準備書の公告縦覧は約一年間の現地調査後のスケジュールを予定しております。

(意見書3)

No.	意見の概要	事業者の見解
3	事前準備してあることと思いますので、万が一の事になります。地元の水源地に異状が発生した場合、責任の所在と対策を明らかにしてほしい。 また今までに水源地の近くで風力発電の風車を設置した実績はありますか。あるとすればその時の場所、地形、水源地までの距離を示してほしい。	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。水源地の近くにおいて風力発電設備の設置を行った実績はございませんが、情報収集と有識者のご意見をもとに対策を講じ、安全が確保されることが前提となる計画を検討してまいります。

(意見書4)

No.	意見の概要	事業者の見解
4	能登里山を、農業遺産としこの景観を持続して後世に残そうと私たちは日々頑張っているところなのに、なぜ風力発電のために犠牲にならないといけないのか不明である。説明を求む。	世界農業遺産として認定された地域であることに配慮した計画といたします。また、事業計画の検討にあたっては関係機関のご意見をお聞きするよう努めます。

(意見書5)

No.	意見の概要	事業者の見解
5	風車の羽根と風切り音の騒音について発生する音の大きさや到達距離、特に風下の方角への音量、到達距離などシミュレーションを示していただきたい。	今後、風力発電機からの騒音について、シミュレーションを実施し、その結果を準備書にてお示しいたします。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
6	20 年後に事業終了と記載されていますが、その場合風車はそのまま残るのか、責任をもって撤去するのか説明していただきたい。	固定価格買取制度の事業期間は 20 年ですが、保守管理、機材の更新を行うことで、さらに長期間利用できる電源となるものと考えております。 事業期間終了後に関しては、社会情勢や地権者様のご意向を踏まえ、撤去か、事業続行か検討させていただきますが、最後まで弊社が責任をもって取り組みます。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
7	風車の位置関係が平面地図ではイメージが解りづらい。3D 表示および立体模型等で分かりやすいようにしてもらいたい。	ご意見を踏まえ、検討させていただきます。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
8	水源に近いところで風車が建設されるならば、リニューアル・ジャパン株式会社の責任を持って水源の水質・水量の検査を工事開始前から風力発電事業期間中、毎年変化異状がないか実施し、結果を住民に開示することを約束してもらいたい。	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画及びモニタリング調査について検討を行います。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	・再エネ賦課金であなた方をもうけさせて、頂くものは健康被害と環境破壊だけ。これは商業為にも値しない。 ・そもそも奥能登の尾根すべてに囲いを作るような計画、全部で 250 基以上になるのかな。小学生でもその無暴ぶりがわかる。 ・百歩譲って許可されるとしても、賠償、補償義務なり責任なりを明記して、自治体に確約するのが前提。努力義務などは全く信用できない。 ・社外取締役に中国人がいるのも、有事の際にエネルギー関係を支配される恐れがある独裁政権のことを考えれば認められない。ロシアをみていれば独裁国家にエネルギーを委ねることは危険きわまりない。→反対である。事業断念して頂きたい。	今後、地域の皆様のご意見を踏まえ、地域貢献策を検討させていただきます。 報道において、能登地域における風力発電事業の計画段階の基数合計が 200 基に近い数値で報道がなされていることから、計画検討においては対象事業実施区域の周辺における他事業の情報収集に努め、累積的影響を考慮してまいります。 本事業は弊社が責任を持つて行うこととしておりますが、自治体に確約することにつきましては、今後各自治体のご意見を踏まえ、検討させていただきます。 社外取締役選任にあたっては、事業に関する知見・経験の豊富さをはじめとして広く経営全般に貢献が期待される適切な人材を選任しております。なお、弊社の社外取締役には、その氏名から類推される国ではない国籍を有する者がおりますことを確認いたしました。ご指摘の国籍を有する者はおりません。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
10	1. 貝類の調査手法について ①「陸産貝類」の調査手法が「調査範囲を踏査し、直接観察法、見つけ採り等の方法により採集を行う」とありますが、この手法で小型～微小な陸産貝類の	陸産貝類については、調査範囲内の環境を網羅できるよう踏査しながら、直接観察法等により確認を行うとしております。その中で、ご意見のとおり微少な種に対しては、生息が想定される場所において、落葉等

	生息種を十分に網羅して記録できるのでしょうか。落葉等をふるって陸産貝類を探す手法がありますが、本調査においては、代表的な環境（植生区分）の調査地点を選定し、そのような採集手法を試みる必要はないのでしょうか。	をふるった手法も実施いたします。
11	②「淡水産貝類」については底生動物の中に含めて調査を行うのでしょうか。調査地点が 10 地点選定されていますが、これだけの地点数で淡水産貝類の生息種を羅網できるのでしょうか。当地域では、湿岩帯に特徴的な淡水貝類の生息も予想されますが。	「淡水産貝類」については、「底生動物」の項目に含めて調査を実施する予定としております。各調査地点については、事業実施による濁水が流入する可能性がある河川の上流域や合流点にも設定しており、本事業による影響を評価する上で必要な底生動物相を把握するには十分であると考えております。
12	2. 現地調査による調査圧について 本事業の対象事業実施区域は他事業のそれと隣接または重複しております。そのため、調査区域にも重複する範囲があるのではないのでしょうか。複数事業による現地調査の実施によって生ずる影響（調査圧）が懸念されます。特に、希少種が生息・生育する湿地への影響があげられます。現地調査による環境への影響については、どのようにお考えでしょうか。 以上	今後の現地調査については、調査項目ごとに精通した調査員により実施するとともに、ご指摘の点にも留意した調査の実施に努めることが肝要であると考えております。

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	(仮称) 能登里山風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する意見書 現在、貴社が意見募集をしている(仮称) 能登里山風力発電事業に係る環境影響評価方法書(以下、方法書という)に対して、鳥類の保全の見地から下記のとおり意見を述べます。 1. 累積的かつ複合的影響評価の実施の必要性について 貴社が作成した計画段階環境配慮書(以下、配慮書という)における事業実施想定区域に対して、方法書では対象事業実施区域(以下、計画地という)が 6 割程度に縮小してはいますが、(仮称) 七尾志賀風力発電事業とは計画地が一部で重複しており、また、(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業、(仮称) 西能登ウィンドファームおよび(仮称) 志賀風力発電事業とは計画地が近傍にあります。したがって、これらの複数の事業計画が鳥類や自然環境に及ぼす累積的影響を評価しなければなりません。 しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にするなどして累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に複数の事業が存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。また、風力発電機の運転開始後は事後調査を行い、その結果を示すべきです。それらを実施すること、また、具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。	累積的影響については、他事業者からの情報収集に努め、「第 6 章 6.2 調査、予測及び評価の手法の選定 6.2.1 調査、予測及び評価の手法」の予測手法に記載されております手法を用いて、本事業と他事業の風力発電機が両方建設された際の影響を予測し、適切に評価いたします。
14	2. 風力発電機の基数について 配慮書時と比較して方法書では計画地が「約 1759.5ha」から「約 1035.5ha」と 6 割程度に縮小しているとありますが、風力発電機(以下、風車という)の基数については最大 17 基と変わりありません。このことは風車の建設密度がより大きくなることを意味し、バ	環境影響評価手続きを通じて、風車基数の削減を含めて事業計画を検討いたします。

	ードストライクや鳥類の風車への忌避行動がより増加するおそれがあります。 【図 2.2-1 (3) 対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況】では、計画地内に風車の設予定範囲が密集しており、1つ風車を回避した個体が他の風車でバードストライクに遭う可能性が大きいことを示しています。 従って、風車の基数を減らすことを念頭において調査・評価を更に厳密に行う必要があります。	
15	3. 鳥類調査の方法等について 【表 6.2-1(17)～(18) 査の手法】、【表 6.2-1 (17)～(18) 調査、予測及び評価の手法 (動物)】、【表 6.2-1 (19)～(20) 調査の手法 (動物)】、【表 6.2-1 (21) 調査時期の選定根拠】に記載されている内容について、下記のように意見を述べます。 ・計画地全体は KBA (Key Biodiversity Area) に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、また、土砂流出等により、ホクリクサンショウウオの生息地をはじめ、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性に影響を及ぼさないよう、事業を計画、実施すべきです。 ・鳥類の生息・繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも2年間とする必要があります。 ・鳥類調査において調査時期と頻度がそれぞれ記載されていますが、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。私ども2団体としては、現地の鳥類の状況をより正確に把握するために、繁殖期(5～6月)は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は各月1～2回程度の調査が必要と考えます。 ・貴社は、観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なって計画地全体を覆うようになっている状態で調査を実施し、影響を評価すべきです。 ・希少猛禽類調査では、オオタカなどの繁殖状況を詳細に把握するために、2月～8月(繁殖期)の調査を2季実施することは評価できます。計画地とその周辺における希少猛禽類のペアの生息および繁殖状況をより的確に把握するためには、定点観察法だけではなく、適宜、移動観察(早朝の声聞きなど)を含めるなど、対象種や環境に合わせて柔軟に調査を実施すべきです。 ・希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛翔位置や飛翔高度を正確に把握するために、レーザーレンジファインダー等の機器を適宜併用すべきです。 ・渡り鳥調査において、夜間調査の実施が記載されていません。春季には夜間(22時から翌朝4時頃)に渡り鳥が多く見られるとの報告*もあるため、夜間調査の実施を検討すべきです。ただし、録音調査では、鳥類の確認範囲が限られる(確認できる距離が短い)ため、レーザー調査を実施するなどして、計画地における渡り鳥の実態を詳細に把握したうえで影響を評価すべきです。 ・風力発電事業においては渡り鳥の通過状況につい	・今後の事業計画の策定に際しては、調査結果及びご意見頂いた点についても留意しながら検討を重ねてまいります。 ・鳥類調査の実施期間については、専門家へのヒアリングでも問題のない内容となっているとのコメントを頂ており、方法書にお示ししている期間で十分であると考えております。 ・鳥類の調査時期及び頻度については、専門家にご確認、ご意見頂き、その内容に沿ったものとしており、時期及び頻度についても問題のない内容となっていると考えております。 ・希少猛禽類及び渡り鳥に関する調査地点については、対象事業実施区域及びその周囲の視野を網羅できるよう設定しております。今後の調査では、現地の状況に合わせ、よりの確に視野を確保できるよう、適宜調査地点の追加を行うほか、移動観察も交えながら、希少猛禽類及び渡り鳥の生息、飛翔状況の把握に努めてまいります。 ・ご意見頂きましてありがとうございます。今後の現地調査では、適宜調査地点を追加するほか、移動観察も交えながら、より詳細に生息状況等を把握できるよう努めてまいります。 ・ご意見頂いた点について、今後の現地調査の際には参考にさせていただきます。 ・調査手法については、専門家にもご確認頂き、問題のない内容になっているとのご意見を頂いており、現状としては夜間における渡り鳥に関する調査の実施は検討しておりません。ご意見にあるレーダーを用いた調査についてですが、本事業地の環境は主に植林地や広葉樹林となっております。レーダー調査を有効に実施するためにはある程度開けた環境が必要になりますが、本事業地の環境特性上、そのような環境は少なく、レーダー調査には不向きな環境であると思慮いたします。調査手法については、頂いたご意見も踏まえ、引き続き最新の知見の収集に努めてまいります。 ・渡り鳥を含めた鳥類に関する調査手法については、専門家からは問題ない内容になっているとのコメントを頂いており、対称地点の設定は現状検討しておりません。ご意見頂いた点については、今後の現地調査の際に参考にさせていただきます。

	て、より正確な実態把握が重要なのは言うまでもありませんが、現在設定されている渡り鳥を対象とした調査地点は計画地またはその近辺に限られているため、この調査により渡り鳥の実態を正確に把握することは基本的に不可能です。そのため、有識者のアドバイスを受けて計画地周辺に対照地点を設定し、計画地と対照地の比較を行うことによって計画地が渡りの面で重要な区域なのかどうかを評価することが必要です。 *鳥類調査結果を用いた影響予測手法等について（参考） https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/files/tyouruityousa2.pdf	
16	4. アセス図書の縦覧方法について 貴社が作成した方法書が印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、印刷して閲覧できないことは利用者にとって非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、印刷を可能にすべきです。 以上	電子縦覧における印刷の制限については著作権の関係上、データの改ざんや図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。

（意見書 12）

No.	意見の概要	事業者の見解
17	①穴水町下唐川地区の簡易水道組合の係をしている者です。風力発電の建設に当り、その基礎工事により現在私たちが飲料水としている水源地が大きな影響を受けると考えられます。十分な調査をお願いします。また、将来に渡って影響が出るようなら中止をお願いします。	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。
18	②世界農業遺産の地である能登半島に巨大風車が 150 基以上も予定されています。景観だけでなく、騒音など、住民の健康被害も心配されます。この能登半島に本当に必要なのかどうか疑問に思っています。将来、過疎化が増々進むと思いますが、次の世代に美しい能登半島を残していきたいと思います。どうか熟考されることを希望します。	環境影響評価を通じて、景観や騒音に関する影響について、回避、低減できるよう努めてまいります。

（意見書 13）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	方法書（要約書）の 31 頁に記載されている騒音の評価の手法について、環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」との整合性が図られているかどうかを評価するとされている。 この指針においては、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない。」とする一方、「当該地域の状況に応じた具体的な対策等が講じられるよう努められたい。」とされている。 こうしたことを踏まえ、事業の推進に当たっては、超低周波音が地域住民の健康に及ぼす影響について、引き続き地域住民との意見調整をお願いしたい。	超低周波音による影響も含めて事業に関して住民の皆様へご説明する場を設けるなど、引き続きご意見をいただきながら、事業計画を進めてまいります。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	風力発電に反対です。一度こわした自然は戻りません。能登は都会の発電半島ではありません。もうこれ以上自然破壊するのはやめて下さい。近くに住んでいる人の健康生活にも悪影響を及ぼします。そんなに電気がたりないなら、都会でやって下さい。 土地が安くて、人が少なく、どんなにかそでも、住んでる人はいます。これからも住んでいく子どもたちのためにも、これ以上風力発電をつくらないで下さい。どんなに環境の調査をしても、それだけでははかれない物があります。 地震も多発している能登半島で、あの巨大な風力発電を見るのはもううんざりです。	風力発電は化石燃料使用を抑制しながら発電できるという利点があり、風力発電を含めた再生可能エネルギーの活用によって地球温暖化の抑制に貢献できると考えております。 環境影響評価手続きを通じて、環境影響の回避・低減に務めてまいります。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
21	建設予定地は、河内～下唐川～四村地区に連なる広大な山林の頂上を縦断しており、建設工事でこの地形を大規模に改変してしまうことと、風車本体が巨大過ぎるため、下記の2点が大変危惧されるので適正な規模に縮小することを強く要望いたします。 1. 当該地域は、穴水町の上水道の大半を賄っている水源地であるため枯渇が大変心配される。 2. 巨大風車から発生する低周波による付近住民の健康被害と棲息している動物への影響が大変心配される。	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年5月）を参考にしながら評価いたします。 動物に関して、風力発電機から発生する低周波により、影響が生じたと科学的に立証された事例は今のところ確認されておられません。今後も引き続き、最新の知見の収集に努めてまいります。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	能登の里山里海は、人の生活する場が山や海のすぐ近くにあるということです。このような場に山や林道をけずり、人工の構造物を造ること自体、全くもって「自然」とは言えません。「自然エネルギー」という耳ざわりの良い言葉で、開発を進めるのは止めて欲しい。特に御社が計画している地域は能登の複数の水系の水源地にあたり、木の伐採、開発、支柱を建てる為の掘削などにより水脈の変化が心配されます。山は地権者の方だけのものではなく、能登に暮らす全ての人々の生活になくてはならないものです。風車の建設により、能登の美しい景観を損なうことは、大いなる損失でしかありません。一番の大きな環境は「景観」です。それに対する影響評価はどのようになさるので	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。 景観につきましては、風車設置位置が固まっていないため、現時点ではフォトモンタージュをお示ししてはおりませんが、今後の調査、予測を踏まえ、風車設置位置を定め、フォトモンタージュを準備書に掲載いたします。 方法書の縦覧につきましては、折込チラシを配布するなど周知に努め、法定の説明会だけでなく、地元地区での説明会も実施しているところです。 今後も地元の方々のご意見を踏まえ、周知方法や説明会の実施を検討してまいります。 今後環境影響評価の中では、今後の調査、予測及び

	しょうか。方法書において、フォトモンタージュを出していないのは何故？不審感があります。 穴水町だけで、ほぼ 17 基の計画、そして、大型の風車の建設であるにもかかわらず、地元に対する周知があまりにも不十分です。又説明会も機械的で法律上、必要なのやってます…感しか受けません。調査期間も短く、複雑な動植物・水・健康に対して、どれだけの影響を評価できるのか疑問です。調査するならば、事前の調査だけでは不十分で、建設後にこそ調査が必要だと考えます。特に健康調査については、万一、建設された後にこそ、アンケートにより調査すべきだし、建設後の体調不良が医師により、風車と関連有りとみなされた場合、きちんと対応していただきたい。山間の静かな生活を送る私達には、風車設置による音の被害も心配です。昼夜変わらず発生する音は、一番の環境影響に他なりません。	評価を踏まえ、事後調査計画を検討し、準備書に記載いたします。 また、稼働後に健康被害等のご意見があった場合には、その状況を調査した上で、事業者として真摯に対応してまいります。
--	---	---

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	この事業が計画されている場所は、中島（七尾市）、門前（輪島市）、富来（志賀町）、穴水町四地域の主要河川（水系）の分水界に位置する。 この巨大風力発電施設（十七基）、およびその建設にともなう土木開発工事により、この分水界域、周辺の山塊の水源涵養機能、土砂流出防備機能が著しく低下することが危惧される。それらの保安機能低下によりこれらの河川流域の住民は将来にわたって生存権に関わる重大なリスクを背負うことになる。 また、巨大風車に由来する低周波による周辺住民の健康被害への懸念もある。（再エネ先進国での疫学調査で顕在化） 能登の何世代にもわたる先人が、周囲の自然との関わり、共生関係の中で保全されてきた里山、里海の自然環境、生態系、景観（メンタルヘルスへのダメージ）へのダメージははかりしれない。 この地域は、国の特別天然記念物コウノトリの飛来地であり、国際保護鳥トキの野鳥放鳥を目指そうとしている地でもある。 これらの鳥の生態への影響も心配だ。 この事業により発生するだろうと思われる深刻な問題は枚挙にいとまがない…。 以上により、この事業計画の白紙撤回を求める。	森林の水源涵養機能及び土砂災害流出昨日に関しては、別途実施する林地開発許可制度の中で関係部署と協議を行い、著しく機能が低下することのないよう事業計画を検討してまいります。 また、環境影響評価手続きを通じて、周囲の生活環境、自然環境への影響の回避・低減に務めてまいります。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	予定地には町の水源があります。私達が毎日使う水道水は大丈夫なのでしょうか？ またキリシマツツジで有名な地ですが大丈夫ですか？わざわざキリシマツツジを目的として能登に来てくれる方達が残念な事にはなりませんか？ 今、能登でトキや野鳥などには恵まれています。支障はありませんか？	キリシマツツジに関して、生育している場所については、風力発電機や管理道などによる改変は行わない方針です。そのため、工事や風力発電機の稼働による影響はほとんどないと考えております。 トキについては、今後の現地調査の際に留意するとともに、確認された場合にはその位置等を記録し、本事業による影響を適切に予測評価いたします。 水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
25	誰でも、これを読む貴方も、風車が自分の家の近くに設置されるならば、反対するでしょう。遠くにあるから無関心です。関心するのはお金か、原発や火力発電よりましでしょう。どう考え方でしょう。遠くにある程考えない。ロシア・ウクライナ戦争で関心するのは、日本人がまだ我こととして考える能力があるからでしょう。 日本もいつそんな戦争を始めるか、させられるか、分らないと。風車は、でっかい、巨大である程近くに寄ると異常さを感じます。遠くであると、何かな、と感じる位です。この異常さは、本能的恐怖です。でっかい恐竜が、今まで見たことも、聞いたことも、感じたこともない機械という恐竜が、いくつも、いくつも生まれる。それはとても恐ろしいことと思えない感性や感情は、ともかく風車の直近くに住んでみられると良いと思います。 お金や、便利さでは、それへの求め方だけでは環境が破壊さえていくばかりです。	環境影響評価手続きを通じて、環境影響の回避・低減に務めるとともに、住民の皆様に弊社の事業についてご理解いただけるよう取り組んでまいります。

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	能登風力発電の予定地は河内～下唐川～四村地区に連なる広大な山林の頂上を縦断しています。巨大な風車の建設で里山の地形を大規模に破壊してしまうことがとても心配です。発電事業の重要性については理解をしておりますが、他地域での健康被害や環境破壊の問題を検証し、同じ過ちをくり返さないように風車の建設を適正な規模に縮小することを強く要望いたします。 特に心配なのは、建設予定地は穴水町の上水道の大半を賄う水源地であるため水の枯渇が懸念され、もっとも大きな問題であると思われます。 トキが戻ってくることでできる里山を失いたくないと心より願います。	今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、規模の縮小を含めて事業計画の検討を行います。 水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	・ 沢水、伏流水への長期的な影響は不可避であり、評価姿勢も見られない。よって当地での事業は認められない。 ・ 地区単位及び公告での説明会での態度、説明内容の違いは目に余るものがある。住民、市民を差別化する様な事業者は許す事はできない。 当地を含む能登からの速やかな撤退を要求する。 以上、要約無しに記載する事。	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。 説明会においては、より分かりやすい説明となるように表現を改善することや事業の進捗に合わせて説明内容が多少変わることがございますが、住民の皆様を差別化するような意図はございません。引き続き、各地区の住民の皆様に対して、事業に関する情報提供やご要望に応じた住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討いたします。 なお、いただいたご意見に関しては要約をせずに全文記載しております。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	当計画は、穴水町、七尾市、志賀町の分水嶺、川の源流域にあたる。環境影響評価に際し、工事期間中の（泥水の流出など）水への影響への調査しかない。現在の、飲み水として利用されている湧き水、簡易水道として利用されている水源の水質・水量の事前調査と計画事施後の変化・影響調査計画があつてしかるべき。そして負の影響があつた場合の住民への保障についても説明・とり決めがなされるべきです。農業用水・また、牡きの養殖への被害に対しても同様。災害（大雨）の保水力低下に対し、影響評価がない。（そもそも、近年の熱海での土砂災害をみても、現在の評価基準にあっているからの理由で「安全」ということはできないが）影響評価というからには事前と事後の評価計画（建設後、発電中、そして事業終了後）そして負の影響があつた場合の保障について住民に説明しとり決めるべき。 以上の点に関し、あまりにも風力発電を建ててしまった後に対する継続的な調査が軽視されている。建ってから負の影響があつても対応する姿勢が感じられない方法書の内容であるため。 （建ってしまってからでは遅い）計画の撤回を要望します。	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。 防災に係る事項につきましては、別途実施する林地開発許可制度の中で関係部署と協議を行ってまいります。 負の影響があつた場合の補償については、住民の皆様のご意向を踏まえた上で、取り決めなどを検討してまいります。

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
29	あまりにも、志賀町が多すぎます。もっと全国に、他に、ちらして下さい。集中してのメリットが全然、見えてきません。コストが安いからとしか思えません。あまりにもたかりすぎです。	全国的に風力発電が計画されておりますが、風況が良いこと、既存の道路が存在することなどから、本事業を計画しております。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	志賀町内にはすでに風力発電風車が多数立ち並んでいます。その風車の見える地域の方々から耳なりや睡眠障害がおきていると聞いています。風車による騒音（音量）が人間の耳に聞こえない程度であっても低周波（音圧）はかなり遠くまで届き、又、防音壁などでは防ぐことができないと報告もあります。御社でも音量被害に関してのアセスメントはおこなっていると思いますが、こうした低周波が人間におよぼす健康被害に関しての測定評価の結果をしっかりと示して欲しいと思います。 先日は富来和田の水田でコウノトリを見ました。トキの放鳥など手をあげているこの能登で、自然破壊につながる巨大な風車を建てることに大きな不安を感じています。 こうした不安を払拭できるような住民への説明も要望します。	環境影響評価手続きを通じて、周囲の生活環境、自然環境への影響の回避・低減に務めてまいります。騒音・低周波音に関しましても現地調査を行い、その結果をお示ししてまいります。 また、住民の皆様の不安や疑問を払拭できるよう、引き続き住民説明会の開催等を通じて相互理解を深め、住民の皆様のご意見を踏まえて事業計画を検討いたします。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
31	数年前から当地区の山間部で風車が動いておりますが、風の強い時などの音が慣れないうちは耳障りでした。しかし、人間慣れてしまうのかその音が生活の一部となってきたりして最近はその気にならなくなりました。 しかし同じような時期から家族の間でも「耳鳴り」があるとの共通の症状があり風車との関係があるのではと疑問視しております	他社の事業については、回答する立場ではありませんので、個別の回答は控えさせていただきます。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	風車の音は大きく発電するほど騒音になるがその割に安定的な電力を生み出すことに期待できない。また大きな理由として風力発電機を設置する為に山を切り開いたり、設置後鳥の衝突などの自然破壊により、周囲の景観はもちろん、日本の美しい風景を損ない、木の伐採などによる人的被害にもつながりかねない。 風車の寿命は 20 年と聞きますが、短期な寿命後リサイクルなど処理及び廃棄方法が確定されないまま、原子力発電と同様、廃棄物がどんどん増していく状況での建設はいかがなものでしょうか	環境影響評価手続きを通じて、騒音や鳥類、景観等に対する影響を回避・低減してまいります。 固定価格買取制度の事業期間は 20 年ですが、保守管理、機材の更新を行うことで、さらに長期間利用できる電源となるものと考えております。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	理由 1 建設予定地周辺は地域の飲料水や農業用水の重要な水源地である 河内岳周辺は、当地域の飲料水や農業用水の重要な水源地である。これまでに県内の他の地域で日照りが続いても、河内岳を水源として流れる川は枯れたことがなく地域の水田を潤してくれた。また、富来川の上流にもあたり、下流域においてはアユやサケの遡上もみられ、中流域においてはアユの「ソダ」漁という伝統的な漁法も残されている。この漁法については能登の里山里海を紹介する著書にも紹介されている。川があつてしかもきれいな流れがあつてはじめて受け継がれるものである。 また、地域の方は 15 年前の能登半島地震の影響で飲料水が数か月濁り、給水車で配給の経験があるので、水源地周辺での掘削等の土地改変には強く反対しているわけである。 河内岳の志賀町側に建設予定地がないとしても、河	水道用水・農業用水については、水源地等の情報を収集し、事業計画の検討を行います。 濁水が発生した場合には、沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。 また、「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」により、地震に関しては、500 年に 1 度の割合で発生する地震荷重にも耐えられる設計であることが求められておりますので、安全に設計できると考えております。

	内岳を水源としている多くの生活の糧がおびやかされる風力建設計画は撤退すべきである。 地震については、能登半島で頻発しており、当分活動が続くとして、注意が必要と呼びかけているという報道もある。	
34	2 絶滅危惧種のサシバや朱鷺の放鳥を巡る動き 当地区にも2006年に12月に絶滅危惧種Ⅱ類に指定されているサシバが確認されている。今年も4月下旬に当地区でも確認されており、このことは私もたまたま観察に来ていた野鳥観察員と共に確認している。 また、今年4月には足環をつけてコウノトリが稗造地区でも見かける人が多くなってきている。飛来は今年初めてのことである。また、昨年には邑知潟に来ていた白鳥が稗造地区の田んぼにも餌をついばみに来ている様子が見られた。 5, 6年前からはアカショウビンの飛来も見られ、我が家の前の電線にはここのところ毎年飛来してきている。時にはつがいで飛来することもある。 朱鷺の放鳥計画については前知事も乗り気であったし、七尾市や穴水町でもその計画に名乗りを上げて活動している状況である。七尾市、穴水町といっても、当地区にすれば隣地区であり、古くから付き合いのある地区でもある。また、私が小さいときには朱鷺が飛来する姿を見たことがあるという年配の方もいた地区でもある。それは当然のことであり、朱鷺が最後に確認された地区は能登半島でも極めて当地区と近い郷里にある。 さらに、環境省が放鳥候補地の自治体の公募を開始し、石川県と能登の全自治体が応募の名乗りを上げてきており、今後は乱立する風力発電計画が大きな問題となることは間違いありません。1羽でも朱鷺が風力発電の犠牲となることは許されず、風力発電建設とトキの放鳥事業は相いれないことになる。 そのような能登の里山里海を代表するような地域に風力発電建設計画はそぐわないし、世界農業遺産・里山里海の指定を取り消す羽目にもなりかねない暴挙といわざるを得なくなる。	貴重な情報を頂きましてありがとうございます。情報を頂いた種については、今後の現地調査の際に留意いたします。確認された場合には、その確認位置等について記録するとともに、本事業による影響について、適切な予測評価に努めてまいります。
35	3 騒音や低周波音の影響について 既に稼働している町内の住民の皆さんから騒音や低周波音の被害についての声が聞こえてきている。地区によっては地区が協力していることもあり、その被害の声を上げにくい状況にあることも聞いている。騒音や低周波音の被害には個人差があるとはいえ、地域の人々が一人でも被害を訴える限り無視していい問題ではない。風力発電が稼働してから皆さんが被害を訴えていることであり、風力発電の影響がないと言い切れない。今回予定されている風力発電の規模は巨大であり、地域住民は実験動物ではない。	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成29年5月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアンノイズが原因とされています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年5月）を参考にしながら評価いたします。 他社の事業については、回答する立場ではありませんので、個別の回答は控えさせていただきますが、本事業に関しては、すでに能登事務所を開設しており、稼働後も地域の皆様からのご意見をお伺いしやすい体制で運営を行ってまいります。
36	4 地滑り地帯であることと地震 能登半島地震の際にこの地区一帯が被害にあい、多くの家屋が被災を受けた。中には家が二度と住めない	基礎を含む風車の設計については、「電気事業法」（昭和39年法律第170号）に基づく「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省

	状況となり引っ越しをせざるを得ない人も出る状況だった。 また、当地域は地滑り地帯でもあり、町の土砂災害ハザードマップにも掲載されている。また、近年珠洲市を中心に地震が多発している。県の防災会議でも地震に全県的に備えるために被害想定の見直しを早急に進めるとある。また、多発する能登半島での地震は北陸大地震の前兆と警笛を鳴らす学者もいるような状況下にある。 地震の活動期に入っているといわれて久しい。活断層があるなしにかかわらず、地震の発生は続いているのが現状であり、能登半島での風力発電計画が会社の命取りになりかねない。	令第 53 号) により、地震に関しては、500 年に 1 度の割合で発生する地震荷重にも耐えられる設計であることが求められております。また、落雷や台風を考慮した気象条件を踏まえた荷重条件に耐えうる設計を行うことが定められております。設計の結果は風車設計、構造物設計等の専門家による技術審査会議において、厳格な審査に合格しなければ風車の建設ができない法的な仕組みがございますので、安全に設計できると考えております。また、同法令が定める設計条件は、過去のトラブル等の検証結果を踏まえ、より厳しいものへ適宜変更が加えられております。今後の本事業の詳細設計に当たっては、関係法令に準拠し適切に設計いたします。
37	5 景観について 富来町内から穴水方面に向かって走行してくると、右側には中島側から稗造地区にかけての風力発電、左側には門前側から稗造地区にかけての風力発電、そして、正面には穴水側から稗造地区にかけて伸びて来る風力発電が見えることになる。さらに、羽咋の柴垣方面から富来地区を見た時には、富来地区は計画される風力発電に囲まれた町として多くの皆さんは目になることになる。風力発電が乱立する町内に住む町民はどのような気持ちを抱くのか、考えないのでしょうか。 能登半島に計画される風力発電の大半は志賀町、そのほとんどが富来地区となっています。いろいろと理屈を並べての建設計画ですが、地元には多くの人が住んでおり、その人たちの気持ちを考えたことがあるのでしょうか。 個別の事業所の計画をだけを見ても全体像が全くつかめず、既に稼働しているものも含めて、全体でのフォトモンタージュが必要不可欠です。全体像を見ることによって町民の理解も深まり、どのような影響が人体はもとより環境に対して及ぼすのか想像できる。 以上の理由で、民家に近く、地域の生活の多くの糧となっている個所での風力発電建設計画には反対するものである。	風車設置位置が固まっていないため、現時点ではフォトモンタージュをお示ししておりませんが、今後の調査、予測を踏まえ、風車設置位置を定め、累積的影響を考慮したうえ既設の風力発電機を含むフォトモンタージュをお示しいたします。なお、他事業者の計画中の風力発電機につきましては、他事業者からの情報収取に努め、詳細な計画が明らかになった場合において、フォトモンタージュに反映いたします。 地元の皆さまが慣れ親しんだ景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

○日刊新聞紙における公告

北國新聞（令和4年4月4日（月）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)能登里山風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社「J」キャピタル
代表者の氏名 代表社員 合同会社「J」キャピタル 職務執行者 牧野 達明
事務所の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
二、対象事業の名称 (仮称)能登里山風力発電事業
発電所の出力 最大七万四千〇〇キロワット
（風力発電機の基数：最大十七基）
三、対象事業実施区域 石川県鳳珠郡六水町及び七尾市
四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県六水町、七尾市、七尾市及び志賀町
石川県庁行政情報サービスセンター
石川県農林総合事務所、六水町役場
庁舎、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、輪島市門前総合支所、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター、志賀町役場
本庁舎、志賀町富来支所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
ただし、七尾市中島地区コミュニティセンターは日曜日、祝日を除く開庁時、輪島市立図書館は、火・金曜日、午前九時三十分から午後六時まで、土・日・祝日、午前九時三十分から午後五時まで、休館日、月曜日（祝日の場合は翌日）、第四木曜日

電子縦覧 <http://www.kazagurumatacityyama.rj.com/>
法定期間 令和四年四月五日（火）から令和四年五月十一日（木）まで
※自主的な縦覧期間として令和四年五月二十六日（木）まで縦覧を実施します。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に住所氏名、意見書の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、令和四年五月二十六日（木）までに縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご連絡ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、本郷公民館（石川県輪島市門前町二又川四の四番地一）
令和四年四月十六日（土）十時より
二、さわか交流館フルート（石川県鳳珠郡六水町字大町三番地三）
令和四年四月十六日（土）十五時より
三、富家活性化センター（石川県羽咋郡志賀町富家親家甲の十番地）
令和四年四月十七日（日）十時より
四、七尾市中島地区コミュニティセンター
（石川県七尾市中島町中島甲部百七十番地）
令和四年四月十七日（日）十五時より
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により会場・日時が変更となる場合がございます。
八、お問い合わせ先 リニューアルジャパン株式会社 能登事務所
〒九二五〇一五七 石川県羽咋郡志賀町堀松七二一十四
植木ビル二階 電話〇七六七三二五七（代表）
午前九時から午後五時まで、土曜日・祝日を除く（担当：佐川）

北陸中日新聞（令和4年4月4日（月）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)能登里山風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 合同会社「J」キャピタル
代表者の氏名 代表社員 合同会社「J」キャピタル 職務執行者 牧野 達明
事務所の所在地 東京都港区虎ノ門一丁目二番八号
二、対象事業の名称 (仮称)能登里山風力発電事業
発電所の出力 最大七万四千〇〇キロワット
（風力発電機の基数：最大十七基）
三、対象事業実施区域 石川県鳳珠郡六水町及び七尾市
四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県六水町、七尾市、七尾市及び志賀町
石川県庁行政情報サービスセンター
石川県農林総合事務所、六水町役場
庁舎、輪島市役所本庁舎、輪島市立図書館、輪島市門前総合支所、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター、志賀町役場
本庁舎、志賀町富来支所
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
ただし、七尾市中島地区コミュニティセンターは日曜日、祝日を除く開庁時、輪島市立図書館は、火・金曜日、午前九時三十分から午後六時まで、土・日・祝日、午前九時三十分から午後五時まで、休館日、月曜日（祝日の場合は翌日）、第四木曜日

電子縦覧 <http://www.kazagurumatacityyama.rj.com/>
法定期間 令和四年四月五日（火）から令和四年五月十一日（木）まで
※自主的な縦覧期間として令和四年五月二十六日（木）まで縦覧を実施します。

六、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面に住所氏名、意見書の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、令和四年五月二十六日（木）までに縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご連絡ください（当日消印有効）。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
一、本郷公民館（石川県輪島市門前町二又川四の四番地一）
令和四年四月十六日（土）十時より
二、さわか交流館フルート（石川県鳳珠郡六水町字大町三番地三）
令和四年四月十六日（土）十五時より
三、富家活性化センター（石川県羽咋郡志賀町富家親家甲の十番地）
令和四年四月十七日（日）十時より
四、七尾市中島地区コミュニティセンター
（石川県七尾市中島町中島甲部百七十番地）
令和四年四月十七日（日）十五時より
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により会場・日時が変更となる場合がございます。
八、お問い合わせ先 リニューアルジャパン株式会社 能登事務所
〒九二五〇一五七 石川県羽咋郡志賀町堀松七二一十四
植木ビル二階 電話〇七六七三二五七（代表）
午前九時から午後五時まで、土曜日・祝日を除く（担当：佐川）

○広報におけるお知らせ

広報あなみず（令和 4 年 1 月号 Vol. 749）

Information あなみずインフォメーション

大切な水環境を守るために

☎ 上下水道課 ☎ 52-3130

合併浄化槽設置事業補助金制度／公共下水道等加入促進事業

合併浄化槽設置事業補助金制度

町では生活排水の処理対策として合併処理浄化槽の普及を進めています。合併処理浄化槽に切り替えると、最大で 97 万 8 千円の補助（※単独槽から 10 人槽に転換した場合）を受けられます。

令和 4 年度は、10 基を予定しています。先着順で締め切りますので、お早めに上下水道課までお申し込みください。

対象浄化槽：高度処理／環境配慮型浄化槽

対象者：専用住宅に合併浄化槽を設置する人

対象区域：公共下水道／集落排水区域以外の町内全域

公共下水道等加入促進事業

単独槽や合併槽から下水道などに接続すると最大で 30 万円の補助を受けることができます。（※取替りからの転換は、最大で 15 万円）

令和 4 年度は、15 件を予定しています。先着順で締め切りますので、お早めに上下水道課までお申し込みください。

対象工事：公共ます設置／宅内配管工事

対象者：既存建物から下水道に接続する場合

※新築は対象外

対象区域：公共下水道／集落排水区域内の全域

「浄化槽」正しく管理していますか？

浄化槽は、正しく管理しないと本来の機能が発揮されず、「悪臭」などの発生につながってしまいます。

①保守点検（有料／年3回以上）

石川県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼してください。

②清掃（有料／年1回以上）

町の許可を受けた清掃業者に依頼してください。

③法定検査（有料／年1回）

県指定検査機関「石川県浄化槽協会」の検査を受けてください。

浄化槽に関するお問い合わせは、

石川県能登北部保健所【使用者の変更など】

☎ 0768-22-2011

石川県都市計画課【浄化槽法制度など】

☎ 076-225-1493

石川県浄化槽協会【法定検査の申込みなど】

☎ 076-241-7781

	各種補助金額の一覧				【単位：円】
	入槽区分	①設置基価額	②配管工事	③撤去費用	合計
車道槽からの転換	5人槽	352,000	300,000	90,000	742,000
	6~7人槽	441,000	300,000	90,000	831,000
	8~10人槽	588,000	300,000	90,000	978,000
汲取りからの転換	5人槽	352,000	150,000	45,000	547,000
	6~7人槽	441,000	150,000	45,000	636,000
	8~10人槽	588,000	150,000	45,000	783,000
新築・増設	5人槽	352,000	②および③は 家の構造や汲取りを変更する 増設は対象外になります		352,000
	6~7人槽	441,000			441,000
	8~10人槽	588,000			588,000

Information あなみずインフォメーション

みなさんのご意見を伺います

☎ リニューアル・ジャパン（株）
☎ 0767-32-5715

（仮称）能登里山風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧

（仮称）能登里山風力発電事業について、環境影響評価法にもとづき、「（仮称）能登里山風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧します。

事業者名：合同会社 かぎぐるま

対象事業：（仮称）能登里山風力発電事業

事業区域：穴水町（河内・上唐川・下唐川・桂谷・

坂波・大角間）／輪島市

縦覧場所：穴水町役場 1 階 住民課

縦覧期間：4 月 5 日～5 月 12 日

※ご意見の募集期間は、4 月 5 日～ 5 月 26 日

※ 5 月 26 日まで図書の縦覧ができます

縦覧時間：8 時 30 分～17 時 15 分

（土・日・祝日を除く）

投函方法：縦覧場所にある意見書にご意見や必要

事項を記入の上、意見箱へ投函ください

住民説明会（予定）：

①下唐川集会所

4 月 9 日（土）／13 時 30 分～

②町さわやか交流館ブルー

4 月 16 日（土）／15 時 00 分～

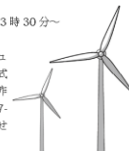
③河内地区コミュニティセンター

5 月 15 日（日）／13 時 30 分～

④上集会所

5 月 21 日（土）／13 時 30 分～

その他詳細は、リニューアル・ジャパン株式会社・施設事務所（羽咋郡志賀町堀松／☎ 0767-32-5715）までお問合せください。



春 新生活が決まったら 手続きを

☎ 住民課 ☎ 52-3621

国民健康保険の加入・喪失・更新手続き

進学や就職、退職などで移動が多い季節、春、国民健康保険の加入・喪失、その他の変更があった時は、忘れずに役場・住民課まで届出をしてください。

国民健康保険に「入る（加入）」「やめる（喪失）」

などの手続きは、自動的にはいわれません。

保険の切り替えがあった場合は、必ず届け出が必要

です。

■こんな時は手続きを・・・

①就職などで職場の健康保険に加入した

②退職などで職場の健康保険をやめた

（任意継続の資格がなくなった）

③住所・氏名・世帯主が変わった

④就学のために転出する（穴水町を離れる）

⑤すでに学生用の被保険者証「マル学（通称）」

を持っている

手続き	必要な書類など
入る（加入する）	旧保険の資格喪失を証明できる書類（離職票・雇用保険受給資格者証 など）
やめる（喪失する）	新たに加入した健康保険の被保険者証
「マル学」を更新	現在の被保険者証
	学生証の写し（有効期限記載）または在学証明書

○インターネットによるお知らせ

・当社ホームページ掲載内容①

合同会社 かざぐるま

(仮称) 能登里山風力発電事業 環境影響評価方法書公表及び縦覧のご案内

HOME / Top / (仮称) 能登里山風力発電事業 環境影響評価方法書公表及び縦覧のご案内

2022年4月5日
合同会社かざぐるま

「(仮称) 能登里山風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を環境影響評価法に基づき公表いたします。

方法書について、2022年4月5日(火)～2022年5月26日(木)の間中は閲覧が可能です。

※法定期間：2022年4月5日(火)～2022年5月12日(木)

自主的な縦覧期間として、意見募集期間である5月26日(木)まで縦覧を実施します。

各リンクから閲覧ください。

表紙と目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 対象事業の目的及び内容

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章 その他環境省令で定める事項

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

資料編

要約書

※以下により縦覧期間のみ閲覧可能となるセキュリティ設定をしています。

・方法書の著作権は事業者等が所有しています。

・出典元の著作権保護

・「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、販売、貸与、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

意見書の提出について

方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧・閲覧場所に設置した意見書箱に投函いただくか、当社宛に書面にてご意見をお寄せください。

意見書の募集期限は2022年5月26日(木) (郵送の場合は当日消印有効)です。

ご意見用紙は[こちら](#)よりダウンロードください。

縦覧・閲覧に関するご案内

・当社ホームページ掲載内容②

縦覧・閲覧に関するご案内

下記縦覧場所においても、方法書の縦覧・閲覧が可能です。

縦覧・閲覧場所	時間
石川県庁行政情報サービスセンター	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:45（随時・随時時間に準ずる）
石川県農林総合事務所	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:15（随時・随時時間に準ずる）
六水町役場本庁舎	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:15（随時・随時時間に準ずる）
輪島市役所本庁舎	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後6:00（随時・随時時間に準ずる）
輪島市立図書館	休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、第4木曜日を除く 火～金曜日 午前9:30～午後6:00（随時・随時時間に準ずる） 土日祝日 午前9:30～午後5:00（随時・随時時間に準ずる）
輪島市門前総合支所	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:15（随時・随時時間に準ずる）
七尾市役所情報公開コーナー	日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:15（随時・随時時間に準ずる）
七尾市中島地区コミュニティセンター	日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:00（随時・随時時間に準ずる）
七尾市中島地区コミュニティセンター 船打分館	日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:00（随時・随時時間に準ずる）
志賀町役所本庁舎	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:15（随時・随時時間に準ずる）
志賀町富来支所	土曜日・日曜日・祝日・随時日を除く 午前8:30～午後5:15（随時・随時時間に準ずる）

住民説明会の開催について

下記会場、日程にて住民説明会を開催いたします。

住民説明会会場	日時
本郷公民館 （石川県輪島市門前町二又川4の4番地1）	4月16日（土）10時より
さわやか交流館ブルー （石川県鳳凰郡穴水町字大町3番地3）	4月16日（土）15時より
富来活性化センター （石川県羽咋郡志賀町富来徳家町甲の10番地）	4月17日（日）10時より
七尾市中島地区コミュニティセンター （石川県七尾市中島町中島甲部170番地）	4月17日（日）15時より

【新型コロナウイルス感染症対応に係るお願い】

「まん延防止等重点措置」は解除されましたが、政府の「新型コロナウイルス感染対策の基本方針」ならびに石川県「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る取組について」に基づき、感染拡大防止対策を実施いたします。

- ・マスクの着用、手指の消毒、入場時の体温測定など、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。
- ・入場時に問診票をご記入いただき連絡先をお伺いします（ご氏名・ご住所・後日連絡がとれる電話番号を明記）。※1
- ・体調の優れない方（発熱、咳、のどの痛みなど風邪諸症状、息苦しさ、全身倦怠感、嗅覚や味覚の異常など）はご来場をお控えください。
- ・各会場の収容人数を半数程度とさせていただくため、参加人数の制限を行う場合がございます。
- ・感染拡大の状況によっては、会場・日時を変更させていただく場合がございますのでご了承ください。変更の際には当社ホームページにてお知らせいたします。

※1 弊社は、取得した個人情報を取得目的の範囲内で利用し、法令に従い適正に管理・監督の上、万が一取得目的以外で利用又は第三者提供をする場合には、事前に対象者へ連絡及び同意を求めます。

・当社ホームページ掲載内容③

- ・体調の優れない方（発熱、咳、のどの痛みなど風邪諸症状、悪寒しき、全身倦怠感、嗅覚や味覚の異常など）はご来場をお控えください。
- ・各会場の収容人数を半数程度とさせていただくため、参加人数の制限を行う場合がございます。
- ・感染拡大の状況によっては、会場・日時を変更させていただく場合がございますのでご了承ください。変更の際には当社ホームページにてお知らせいたします。

※1 弊社は、取得した個人情報を取得目的の範囲内で利用し、法令に従い適正に管理・監督の上、万が一取得目的以外で利用又は第三者提供をする場合には、事前に対象者へ確認及び同意を求めます。

お問い合わせ先

〒925-0157 石川県羽咋郡志賀町郷松7-1-14 植木ビル2F
リニューアブル・ジャパン株式会社 能登事務所
担当：皆川
電話番号 0767-32-5715（土日祝祭日を除く、9：00～12：00、13：00～17：00）

会社概要

会社名 合同会社かざぐるま
所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目2番8号

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) 能登里山風力発電事業環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

令和4年4月5日(火) から5月12日(木) まで
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

※なお、意見書受付期間終了の令和4年5月26日(木) まで図書を閲覧することが可能です。

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 能登里山風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和4年4月5日(火) から5月26日(木) まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒925-0157 石川県羽咋郡志賀町堀松 7-1-14 植木ビル 2F
リニューアブル・ジャパン株式会社 能登事務所 皆川 宛

○記載事項

①氏名及び住所、連絡先(TEL)

(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地を記載されてしてください。)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見

(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://www.kazaguruma-satoyama.rn-j.com/>

5. 問い合わせ先 リニューアブル・ジャパン株式会社 担当 皆川
電話番号 0767-32-5715

以上

ご意見記入用紙

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒925-0157 石川県羽咋郡志賀町堀松 7-1-14 植木ビル 2F
リニューアブル・ジャパン株式会社 能登事務所 皆川 宛

○意見書の提出期限 令和4年5月26日(木)〔当日消印有効〕

意見書

令和4年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含めて記載してください。〕	

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。
 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。